

正光会今治 訪問看護ステーション運営規程

1. 運営規程の概要

(事業の目的)

第1条 公益財団法人正光会が開設する正光会今治訪問看護ステーション（以下、「ステーション」という）が行う指定訪問看護の事業（以下、「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者に対する適切な訪問看護の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションが実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指すものとする。

2 ステーションの看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅医療が継続できるように支援する。

3 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業の運営)

第3条 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの看護師、作業療法士（以下「看護師等」という。）によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 正光会今治訪問看護ステーション
- (2) 所在地 愛媛県今治市高市甲786番地13

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者 看護師 1名

ステーションの従業員の管理及び指定訪問看護の利用の申し込みに係わる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事することができるものとする。

(2) 看護師等 看護師 常勤換算2.5名以上(内、常勤1名以上)

作業療法士は、実情に応じた適当数を配置する。

訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。

(但し、祝祭日、8月第1日曜日の翌日、12月29日から1月3日までを除く)

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。

但し、土曜日は午前8時30分から午後0時30分までとする。

(3) 前項に関わらず、希望があれば、当該営業日及び営業時間以外に於いても営業を行うものとする。

(訪問看護の内容)

第7条 指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

(1) 療養上の世話

清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事(栄養)及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケア

(2) 診療の補助

褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置

(3) リハビリテーションに関すること。

(4) 家族の支援に関すること。

家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理

(利用料等)

第8条 訪問看護を提供した場合の利用料の額は、健康保険法に基づき定められた額とする。

- 2 費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、今治市・西条市とする。

但し、島嶼部に於いては訪問出来ない場合も有るため、希望者は事前に相談の事。

(緊急時等における対応方法)

第10条 看護師等は、指定訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行う事とする。

- 2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(その他の運営についての留意事項)

第12条 ステーションは、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- 4 ステーションでは、訪問看護に関する記録を整備し、その完結日から5年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は公益財団法人正光会と訪問看護ステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

2. その他の重要項目

1. 事故発生時の対応

事故発生時は、家族・居宅介護支援事業所・関連機関への報告、対応を迅速に行う。

サービスの提供にあたって、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、加入保険「賠償責任保険＜訪問看護対応型＞の規程」によりその損害を賠償する。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合にはこの限りではない。

2. 苦情処理の体制

サービス提供への苦情やサービス内容の問い合わせなど、担当看護師が下記の責任者が窓口となり対応する。

連絡先 責任者：管理者 酒井 秀樹
電話番号：0898-48-2551

付 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日一部改定する。